

平成医療短期大学学則

目 次

- 第1章 総則（第1条～第10条）
- 第2章 学年、学期及び休業日（第11条～第14条）
- 第3章 入学（第15条～第21条）
- 第4章 教育課程及び履修方法（第22条～第30条）
- 第5章 休学、復学、留学、転学、退学及び除籍（第31条～第36条）
- 第6章 卒業（第37条～第39条）
- 第7章 検定料、入学科料、授業料、その他の費用（第40条～第46条）
- 第8章 科目等履修生及び外国人留学生（第47条～第48条）
- 第9章 賞罰（第49条～第50条）
- 第10章 教職員組織及び会議（第51条～第55条）
- 第11章 公開講座（第56条）
- 第12章 雜則（第57条）

第1章 総則

（名称、位置）

第1条 平成医療短期大学（以下「本学」という。）は、岐阜県岐阜市黒野180番地に本部を置く。

（目的）

第2条 本学は、教育基本法の精神に則り、学校教育法に基づき、豊かな一般教養の上に実践的な学問及び技術を深く教授研究し、広く社会に貢献し得る優秀な人材を養成する事を目的とする。

- 2 看護学科は、幅広い知識と教養を身につけ、研究活動に基づく理論の展開を基に、医療分野のみならず地域社会で活躍できる看護師の養成を目的とする。
- 3 リハビリテーション学科理学療法専攻、作業療法専攻及び視機能療法専攻は、高齢化社会の進行及び多様化する保健・医療・福祉体制に即応しうる実践力を持ち、高い資質を有する理学療法士、作業療法士及び視能訓練士の養成を目的とする。

（自己点検・評価及び認証評価等）

第3条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（以下「教育研究等」という）

の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

- 2 前項の措置に加え、本学の教育研究等の総合的な状況について、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第40条に規定する期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けることとし、その結果を公表するものとする。
- 3 第1項の点検及び評価の事項並びにその実施体制については、別に定める。

(情報の積極的な提供)

第4条 本学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

(学科及び学生定員)

第5条 本学において設置する学科、専攻及びその収容定員は次のとおりとする。

学科及び専攻	入学定員	収容定員
看護学科	80人	240人
リハビリテーション学科		
理学療法専攻	80人	240人
作業療法専攻	40人	120人
視機能療法専攻	40人	120人

(修業年限及び在学年限)

第6条 本学の修業年限は3年とする。

- 2 学生は6年を超えて在学することはできない。但し、第20条第1項又は第21条第1項の規定により入学した者は、それぞれ第20条第2項又は第21条第2項の規定により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学できない。

(教授会)

第7条 本学に教授会を置く。

- 2 教授会に関し必要な事項は、別に定める。

(学内委員会)

第8条 学長は、本学の運営に関する事項を審議するため、必要に応じ学内委員会を置くことができる。

- 2 学内委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(図書室)

第9条 本学に、図書室を置く。

- 2 図書室に関して必要な事項は、別に定める。

(厚生保健施設)

第10条 本学に、必要な厚生保健施設を置く。

2 厚生保健施設に関して必要な事項は、別に定める。

第2章 学年、学期及び休業日

(学年)

第11条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第12条 学年を次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(授業期間)

第13条 1年間の授業期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(休業日)

第14条 休業日は、次のとおりとする。

一 日曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

三 本学の開学記念日 4月1日

四 夏季休業日 8月下旬から9月下旬までの間に5週間程度を年度ごとに設ける。

五 冬季休業日 12月下旬から翌年1月上旬までの間に2週間程度を年度ごとに設ける。

六 春季休業日 3月中旬から4月上旬の間に2週間程度を年度ごとに設ける。

2 学長が必要と認めたときは、前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

4 学長が必要と認めたときは、休業日であっても臨時に授業を行うことができる。

第3章 入学

(入学の時期)

第15条 入学の時期は学年の始めとする。

2 前項の他にも、必要と認めた場合は、学期の区分に従い入学することができる。

(入学資格)

- 第16条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- 一 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
 - 二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
 - 三 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
 - 四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - 五 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - 六 文部科学大臣の指定した者
 - 七 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
 - 八 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(入学の出願)

- 第17条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に検定料を添えて提出しなければならない。提出の時期、方法、提出すべき書類等については別に定める。

(入学者の選考)

- 第18条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

- 第19条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は所定の期日までに、誓約書その他本学所定の書類を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。
- 2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(転入学)

- 第20条 本学に転入学を志願する者があるときは、選考の上、相當年次に入学を許可することがある。
- 2 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

(再入学)

第21条 本学を退学した者又は除籍された者が再入学を願い出た場合は、学長は、教授会の議を経て、これを許可することができる。

- 2 前項の規定により再入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

第4章 教育課程及び履修方法

(教育課程及び授業科目)

第22条 本学の教育課程及び授業科目は、別表第1のとおりとする。

(履修等)

第23条 卒業に必要な学科ごとの授業科目及び単位数は、第37条のとおりとする。

- 2 履修の方法に関して必要な事項は別に定める。

(単位の計算方法)

第24条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- 一 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、30時間の授業をもって1単位とする。
- 二 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、15時間の授業をもって1単位とする。
- 三 実験、実習及び実技については、45時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、30時間の授業をもって1単位とする。
- 四 講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により授業を行う場合にあっては、その組み合わせに応じ、次の表の換算時間により計算した総時間数が45時間となる授業をもって1単位とする。

授業の種類	授業1時間当たりの換算時間
講義	3時間
演習	1.5時間
実習・実験・実技	1時間

- 2 前項の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(履修の届出)

第25条 学生は履修しようとする授業科目について、指定の期日までに学長に届け出て、その承認を得なければならない。

(単位の認定)

第26条 各授業科目の履修を終え、授業時間の3分の2以上の出席者に対し、試験を行い単位を認定する。

- 2 試験等の成績の評価は、秀（90点以上）、優（80点～89点）、良（70点～79点）、可（60点～59点）、不可（60点未満）とする。
- 3 試験の成績不良（不可）の学生に対して、再試験を行う。
- 4 第1項の試験を病気その他止むを得ない理由により欠席した学生に対し、追試験を行う。
- 5 第1項に規定する授業科目の履修を終えていない学生及び第3項、第4項に規定する試験に合格できなかった学生は、第6条に規定する在学期間に再び当該授業科目を履修しなければならない。
- 6 その他単位認定に関する事項は別に定める。

(成績評価基準等の明示)

第27条 本学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

- 2 本学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たって、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第28条 本学が教育上有益と認めるときは、他の短期大学又は大学との協議に基づき、学生に当該短期大学又は大学の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により履修して修得した単位は、教授会の議を経て、46単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 3 前項の規定は、学生が、外国の短期大学又は大学に留学する場合、外国の短期大学又は大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の短期大学又は大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第29条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修（平成3年文部省告示第69号）を、教授会の議を経て、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて46単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第30条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、教授会の議を経て、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、教授会の議を経て、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転入学、再入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第28条第1項及び前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて、46単位を超えないものとする。

この場合において、第28条第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、53単位を超えないものとする。

第5章 休学、復学、留学、転学、退学及び除籍

(休学)

第31条 疾病その他やむを得ない事情により3ヵ月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

3 休学の期間は1年以内とし、当該学年末までとする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を1年以内更新することができる。

4 休学の期間は通算して2年を超えることができない。

5 休学の期間は第6条第2項の在学年限に算入しない。

(復学)

第32条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(留学)

第33条 外国の短期大学又は大学で学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第37条に定める在学期間に含めることができる。

(転学)

第34条 他の大学又は短期大学へ転入学を志願しようとする者は、あらかじめ学長に転学願を提出して許可を受けなければならない。

(退学)

第35条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第36条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

- I 第6条第2項に定める在学年限を超えた者
- II 第31条第4項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者
- III 授業料の納付を怠り、督促してもなお督促期日までに納付しない者
- IV 死亡した者
- V 行方不明の者

第6章 卒業等

(卒業の要件)

第37条 本学を卒業するためには、学生は3年（第20条第1項又は第21条第1項の規定により入学した者は、それぞれ第20条第2項又は第21条第2項の規定により定められた在学すべき年数）以上在学し、看護学科99単位以上、リハビリテーション学科理学療法専攻99単位以上、作業療法専攻98単位以上、視機能療法専攻98単位以上を修得しなければならない。

(卒業)

第38条 前条に規定する卒業の要件を満たした者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

- 2 学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。
- 3 前2項に規定する卒業の認定は、学年の終りに行う。ただし、学年の終りに卒業の認定を受けることができなかった者については、前学期の終りに卒業の認定を行う場合がある。

(学位)

第39条 前条の規定により卒業を認定した者には、本学学位規程の定めるところにより、短期大学士の学位を授与する。

第7章 検定料、入学料、授業料その他の費用

(検定料等の金額)

第40条 本学の検定料、入学料、授業料、教育充実費及び実習費（授業料以下の費用を以下「授業料等」という。）の金額は別表2のとおりとする。

(授業料等の納入期)

第41条 授業料等は、年額の2分の1を次の期間に納付しなければならない。

前学期 4月1日から4月30日まで

後学期 10月1日から10月31日まで

(退学及び停学の場合の授業料等)

第42条 学期の途中で退学し又は除籍された者の当該期分の授業料等は徴収する。ただし、死亡した者、行方不明の者、授業料等の未納を理由として除籍された者の未納の授業料等については、この限りではない。

2 停学期間中の授業料等は徴収する。

(休学の場合の授業料等)

第43条 休学を許可され又は命ぜられた者の休学期間中の授業料等は免除する。ただし、学期の途中から休学する者は、休学した日の属する学期分の授業料等を納付しなければならない。

(復学の場合の授業料等)

第44条 学期の途中から復学した者は、復学した日の属する学期分の授業料等を復学した月に納付しなければならない。

(学年の中途中で卒業する場合の授業料等)

第45条 学年の中途中で卒業する者は、卒業する学期分の授業料等を納付しなければならない。

(納付した授業料等)

第46条 納付した検定料、入学料及び授業料等は返付しない。

ただし、入学時の学費については、本人及び保証人の連署で所定の期間内に入学辞退の申し出のあった者に限り授業料等を返還する。

第8章 科目等履修生及び外国人留学生

(科目等履修生)

- 第47条 本学の授業科目の履修を希望する者があるときは、本学の教育に支障のない限りにおいて科目等履修生として履修を許可することがある。
- 2 科目等履修生には、第26条の規定を準用して単位を与えることができる。
 - 3 科目等履修生に関して必要な事項は別に定める。

(外国人留学生)

- 第48条 外国人で、短期大学等において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。
- 2 外国人留学生について必要な事項は別に定める。

第9章 賞罰

(表彰)

- 第49条 学生として表彰に値する行為があった者は、教授会の議を経て、学長が表彰する。

(懲戒)

- 第50条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の意見を聞いて、学長が懲戒する。
- 2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。
 - 3 前項の退学は次の各号の一に該当する学生に対して行う。
 - 一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - 二 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - 三 正当な理由がなくて出席が常でない者
 - 四 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
 - 4 その他懲戒に関する事項については、別に定める。

第10章 教職員組織及び会議

(教員組織)

- 第51条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、その他必要な職員を置く。
- 2 本学に学科長、教務部長、専攻長を置き、それぞれ教授をもって充てる。

(事務局)

- 第52条 本学に、その事務を処理するために事務局を置く。
- 2 事務局に事務局長を置き、本学の事務職員をもって充てる。
 - 3 事務局に関し必要な事項は、別に定める。

(学長等の職務)

- 第53条 学長は、本学の校務を掌り、所属職員を統督する。
- 2 教授、准教授、講師、助教は、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
 - 3 助手は、所属組織の教育研究の円滑な実施に必要な業務を行う。
 - 4 事務職員は、学長の命を受けて諸般の事務に従事する。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

- 第54条 本学は、教育の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(会議)

- 第55条 本学の円滑な運営と教育内容の向上等を図るため、学長は必要に応じて会議を開催する。
- 2 各会議に関し必要な事項は、別に定める。

第11章 公開講座

(公開講座)

- 第56条 地域住民の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

第12章 雜則

(雑則)

- 第57条 この学則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この学則は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この学則は、平成 22 年度に入学する者から適用する。

附則

この学則は、平成 23 年度に入学する者から適用する。

附則

この学則は、平成 25 年度に入学する者から適用する。

附則

この学則は、平成 26 年度に入学する者から適用する。

ただし、第 51 条 2 項については、平成 25 年度より適用する。

附 則

この学則は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、平成 27 年度以前の入学者については従前の通りとする。

附 則

この学則は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、平成 28 年度以前の入学者については従前の通りとする。

附 則

この学則は、平成 30 年度に入学する者から適用する。

別表1 教育課程（第22条関係）

別表1-1

<看護学科>

区分			授業科目	単位数		卒業要件
				必修	選択	
総合教育科目	教養教育科目	人間と科学	生物学	2		2
			物理学		2	2
			化学		2	
			情報科学		2	2
			人間工学		2	
			環境と人間		2	
	人間と社会		社会学		2	2
			人間関係論		2	
			ボランティア論		2	
			哲学		2	
			教育学		2	
			心理学		2	
基礎教育科目	コミュニケーション	基礎演習	生命倫理学	2		2
			基礎演習	1		3
			文章表現法	1		
	外国語	英語	コミュニケーション学	1		1
			英語I（教養英語）	1		
			英語II（日常英会話）		1	1
			英語III（専門英語）		1	
			ドイツ語		1	
			中国語		1	
専門教育科目	専門基礎科目	人体の理解	解剖学I（解剖学総論・骨格・筋系等）	2		6
			解剖学II（循環・神経・内分泌・消化器等）	2		
			生化学	1		
			栄養学	1		
	疾病の成り立ちと回復の促進		疾病論I（神経・病理組織）	1		9
			疾病論II（呼吸と循環、代謝と栄養）	1		
			疾病論III（神経と運動、排泄と感覚）	1		
			微生物学	1		
			公衆衛生学	1		9
			薬理学	1		
			病態心理学	1		
			リハビリテーション概論	1		
	社会の構造と環境		カウンセリング論	1		6
			保健行政論	1		
			保健統計学	1		
			看護と法律	1		
			障害者と福祉	1		
			医療と経済	1		
	専門科目	看護生活を支えるための健康の原理と基礎	社会福祉学	1		13
			看護学概論	1		
			基礎看護技術I（共通・清潔）	2		
			基礎看護技術II（共通・食事・排泄）	2		
			基礎看護技術III（診察・処置）	2		
			基礎看護技術IV（基礎看護学実習II事前演習）	1		
			フィジカルアセスメント	2		
			基礎看護学実習I（基礎）	1		

		基礎看護学実習 II (発展)	2	
健 康 生 活 を 支 え る た め の ラ イ フ サ イ ク ル 別 看 護 活 動		成人看護学概論	1	
		成人看護活動論 I (基礎)	3	
		成人看護活動論 II (発展)	2	
		成人看護学実習 I (慢性、回復期)	3	
		成人看護学実習 II (手術、急性、終末期)	3	
		高齢者看護学概論	1	
		高齢者看護活動論 I (基礎)	2	
		高齢者看護活動論 II (発展)	1	
		高齢者看護学実習 I (基礎)	2	
		高齢者看護学実習 II (発展)	2	
		小児看護学概論	1	
		母性看護学概論	1	
		小児看護活動論 I (基礎)	2	
		小児看護活動論 II (発展)	1	
		小児看護学実習	2	
		母性看護活動論 I (基礎)	2	
		母性看護活動論 II (発展)	1	
		母性看護学実習	2	
		精神看護学概論	1	
		精神看護活動論 I (基礎)	2	
		精神看護活動論 II (発展)	1	
		精神看護学実習	2	
		課題研究事前演習	1	
		課題研究	1	
統 合 科 目	看 護 の 統 合 と 実 践	在宅看護概論	1	
		在宅看護活動論 I (基礎)	2	
		在宅看護活動論 II (発展)	1	
		在宅看護論実習	2	
		安全管理論	1	
		災害看護論	1	
		総合判断育成演習	2	
		看護の統合実習	2	
合計				99

別表 1－2
＜リハビリテーション学科 理学療法専攻＞

開講区分			授業科目等	必修選択別		卒業要件
				必修	選択	
総合教育科目	教養教育科目	人間と科学	生物学	2		2
			物理学		2	
			化学		2	
			情報科学		2	
			人間工学		2	
			環境と人間		2	
	人間と社会	人間と社会	社会学		2	2
			人間関係論		2	
			ボランティア論		2	
			哲学		2	
			教育学		2	
			心理学		2	
	基礎教育科目	コミュニケーション	生命倫理学	2		2
			基礎演習	1		3
			文章表現法	1		
		外国語	コミュニケーション学	1		
			英語 I (教養英語)	1		1
専門基礎科目	人体の構造	解剖学	英語 II (日常英会話)		1	
			英語 III (専門英語)		1	1
			ドイツ語		1	
			中国語		1	
			解剖学 I (骨・筋肉系)	1		5
			解剖学 II (内臓系)	1		
			解剖学 III (神経系)	1		
			解剖学演習 (体表解剖 上肢)	1		
			解剖学演習 (体表解剖 下肢)	1		
		人体の機能	生理学 I (動物的機能)	1		6
			生理学 II (植物的機能)	1		
			生理学演習	1		
			運動学総論	1		
			臨床運動学	1		
			運動学演習	1		
	心身の発達	心身の発達	人間発達学	1		1
		疾病の成り立ち	病理学概論	2		9
			内科学	1		
			整形外科学	1		
			神経内科学	1		
			精神医学	2		
	障害の成り立ち	老年医学	小児科学	2		2
			リハビリテーション医学	2		
			老年医学		1	
		スポーツ医学			1	
	福祉の連携		スポーツ医学		1	1
	保健医療論	保健医療論	1			
		社会福祉学	1			
		医療安全管理論	1			
専門科目	理学療法基礎学	理学療法総論			1	
		理学療法演習			1	

		運動療法総論	1		7
		理学療法基礎用語	1		
		理学療法研究方法論	1		
		理学療法学特論 I	1		
		理学療法学特論 II	1		
		卒業研究		2	
		クリニカルリーズニング		2	
理 學 療 法 評 価 學		運動器系検査法	1		5
		神経系検査法	1		
		動作・画像解析学	1		
		理学療法評価学演習	2		
理 學 療 法 治 療 學		高齢者機能障害学	2		20
		脳・神経機能障害学 I (総論)	1		
		脳・神経機能障害学 II (各論)	1		
		骨・関節機能障害学 I (上肢)	1		
		骨・関節機能障害学 II (下肢・体幹)	1		
		内部機能障害学 (循環器系)	1		
		内部機能障害学 (代謝・呼吸器系)	1		
		発達機能障害学	1		
		物理療法学 (温熱療法)	1		
		物理療法学 (電気・牽引・水治療法)	1		
		義肢装具学	2		
		日常生活活動学	2		
		理学療法総合セミナー I	1		
		理学療法総合セミナー II	1		
		脳・神経系理学療法治療技術	1		
		骨・関節系理学療法治療技術	1		
		内部系理学療法治療技術	1		
學 地 域 理 療 法		地域理学療法学	2		4
		生活環境論	2		
臨 床 実 習		臨床実習 I (基礎)	1		19
		評価実習前セミナー	1		
		臨床実習 II (評価)	3		
		臨床実習 III (総合前期)	7		
		臨床実習 IV (総合後期)	7		
		合計			99

別表1－3
＜リハビリテーション学科 作業療法専攻＞

開講区分		授業科目等	必修選択別		卒業要件
			必修	選択	
総合教育科目	教養教育科目	人間と科学	生物学	2	2
			物理学	2	
			化学	2	
			情報科学	2	
			人間工学	2	
			環境と人間	2	
	基礎教育科目	人間と社会	社会学	2	2
			人間関係論	2	
			ボランティア論	2	
			哲学	2	
			教育学	2	
			心理学	2	
専門基礎科目	基礎教育科目	コミュニケーション	基礎演習	1	3
			文章表現法	1	
			コミュニケーション学	1	
		外国語	英語I（教養英語）	1	1
			英語II（日常英会話）	1	
	専門基礎科目	人体の構造	英語III（専門英語）	1	1
			ドイツ語	1	
			中国語	1	
			解剖学I（骨・筋肉系）	1	
			解剖学II（内臓系）	1	
		人体の機能	解剖学III（神経系）	1	5
			解剖学演習（体表解剖 骨）	1	
			解剖学演習（体表解剖 筋）	1	
			生理学I（動物的機能）	1	
	専門教育科目	心身の発達	生理学II（植物的機能）	1	6
			生理学演習	1	
			運動学総論	1	
			臨床運動学	1	
			運動学演習	1	
			人間発達学	1	
		疾病の成り立ち	病理学概論	2	9
			内科学	1	
			整形外科学	1	
			神経内科学	1	
			精神医学	2	
			小児科学	2	
	成り立の障害	保健・医療・連携	リハビリテーション医学	2	3
			老年医学	1	
		基礎作業療法	保健医療論	1	
			社会福祉学	1	
			医療安全管理論	1	
	専門科目	基礎作業療法	作業療法総論	1	
			作業療法研究方法論	1	
			基礎作業学	1	

		基礎作業学実習 I (和紙工芸・七宝・木工)	1		7
		基礎作業学実習 II (陶芸・革細工・手芸)	1		
		卒業研究	2		
作業療法評価学	作業療法評価学概論	1			5
	作業療法評価学 I (身体機能)	1			
	作業療法評価学 II (精神機能・活動・環境)	1			
	作業療法評価学演習 I (身体機能)	1			
	作業療法評価学演習 II (精神機能・活動・環境)	1			
作業治療学	作業療法治療技術理論	1		1	
	認知症予防論		1		
	作業行動理論		1		
	精神障害治療論		1		1
	ニューロリハビリテーション論		1		
	整形外科系障害治療論		1		
	日常生活・環境アセスメント論		1		
	老年期障害学	1			
	中枢神経障害学	1			
	高次脳機能障害学	1			
	整形外科系障害学	1			
	内部機能障害学	1			
	義肢装具学	1			
	発達機能障害学 I (総論)	1			
	発達機能障害学 II (各論)	1			
	日常生活活動学	1			18
	生活技術学演習	1			
	応用生活技術学演習	1			
	精神障害学 I (総論)	1			
	精神障害学 II (各論)	1			
	作業療法学総合演習 I (基礎)	1			
	作業療法学総合演習 II (専門)	1			
	作業療法総合セミナー I (評価)	1			
	作業療法総合セミナー II (評価と介入①)	1			
	作業療法総合セミナー III (評価と介入②)	1			
地域作業療法学	地域作業療法学 I (制度・支援・連携)	1			4
	地域作業療法学 II (実践・就労支援)	1			
	生活環境・福祉機器学	2			
臨床実習	臨床実習 I (基礎)	1			20
	評価実習前セミナー	1			
	臨床実習 II (評価)	4			
	臨床実習 III (総合前期)	7			
	臨床実習 IV (総合後期)	7			
合計				98	

別表 1－4
＜リハビリテーション学科 視機能療法専攻＞

開講区分			授業科目等	必修選択別		卒業要件
				必修	選択	
総合教育科目	教養教育科目	人間と科学	生物学	2		2
			物理学		2	
			化学		2	
			情報科学		2	
			人間工学		2	
			環境と人間		2	
	基礎教育科目	人間と社会	社会学		2	4
			人間関係論		2	
			ボランティア論		2	
			哲学		2	
			教育学		2	
			心理学		2	
専門基礎科目	基礎教育科目	コミュニケーション	基礎演習	1		3
			文章表現法	1		
			コミュニケーション学	1		
		外国語	英語 I (教養英語)	1		1
			英語 II (日常英会話)		1	
	専門基礎科目	人体の機能	英語 III (専門英語)		1	1
			ドイツ語		1	
			中国語		1	
			解剖学 I (骨・筋肉・循環・内分泌・消化器系等)	2		
			解剖学 II (神経系)	1		
		発達の心身	生理学 I (動物的機能)	1		2
			生理学 II (植物的機能)	1		
		疾病及び回復過程の促進	人間発達学	1		3
			保育学	2		
		視覚機能の基礎と検査機器	病理学概論	2		10
			健康と保健	1		
			幾何光学	1		
			医療統計学	1		
			一般臨床医学	1		
			神経内科学	1		
			精神医学	2		
			臨床心理学	1		

専門教育科目	保健医療福祉と視能障害のリハビリテーションの理念	公衆衛生学	1		6
		社会福祉学	1		
		医療安全管理論	1		
		医学概論	1		
		障害者概論	1		
		視覚障害リハビリテーション	1		
	基礎視能矯正学	視機能療法学概論	1		9
		基礎視機能矯正学Ⅰ（眼球運動他）	1		
		基礎視機能矯正学Ⅱ（眼位・両眼視）	1		
		視覚生理学Ⅱ（応用）	1		
		生理光学Ⅱ（眼球光学）	1		
		生理光学Ⅲ（屈折・調節）	1		
		薬理学	1		
		基礎視機能矯正学特論Ⅰ（解剖と生理・視覚生理）	1		
		基礎視機能矯正学特論Ⅱ（生理光学）	1		
	視能検査学	視機能療法学実験研究		1	10
		医療情報学		1	
		視覚生理学演習Ⅰ（視野検査他）	1		
		視覚生理学演習Ⅱ（電気生理）	1		
		生理光学演習Ⅰ（屈折検査）	1		
		生理光学演習Ⅱ（屈折矯正）	1		
		眼薬理学	1		
		視機能検査学演習Ⅰ（眼科一般検査）	1		
		視機能検査学演習Ⅱ（両眼視機能検査）	1		
		視機能検査学演習Ⅲ（眼位検査）	1		
	視能障害学	視機能検査学演習Ⅳ（眼運動系検査）	1		6
		画像診断学	1		
		眼疾病学Ⅰ（眼球・眼球付属器他）	1		
		眼疾病学Ⅱ（遺伝性眼疾患・小児眼疾患他）	1		
		神経眼科学	1		
		視機能障害学Ⅰ（神経疾患・前眼部疾患他）	1		
	視能訓練学	視機能障害学Ⅱ（網脈絡膜疾患・視路疾患他）	1		10
		視機能障害学特論	1		
		視機能療法関係法規	1		
		視機能訓練学概論	1		
		視機能訓練学Ⅰ（視機能訓練学、基礎）	1		
		視機能訓練学Ⅱ（視機能訓練学、斜視）	1		
		視機能訓練学Ⅲ（視機能訓練学、弱視）	1		
		視機能訓練学Ⅳ（視機能訓練学、ロービジョン）	1		
		視機能訓練学Ⅴ（視機能訓練学、総括）	1		
	実習地	視機能訓練学演習	1		14
		視機能訓練学特論Ⅰ（基礎）	1		
		視機能訓練学特論Ⅱ（応用）	1		
合計					98

別表2 検定料、入学料、授業料等（第40条関係）

1. 検定料

区分	看護学科	リハビリテーション学科		
		理学療法専攻	作業療法専攻	視機能療法専攻
検定料	30,000 円	30,000 円	30,000 円	30,000 円

2. 入学料、授業料等

入学料	200,000 円	
授業料	700,000 円	
教育充実費	200,000 円	
実習費	1 年次	100,000 円
	2 年次	250,000 円
	3 年次	350,000 円